

陳情文書表（平成26年11月27日定例会提出）

陳情第19号

「川内原発再稼働に反対し、全ての原発の廃炉とエネルギー政策の見直しに向けた意見書の提出」に関する陳情書

平成26年11月18日受理

陳情者 奈良市朱雀二丁目10-1-12
梅谷敦子

要旨

1. 福島第一原発事故の収束がなされていない状況の中で、川内原発を初め停止中の原発の再稼働の動きをとめて、全ての原発の順次廃炉を求めます。
2. 全ての原発が停止状態になった、2013年9月15日から現在まで、電力は足りていることから、原発による電力をベースロード電源として位置づける理由はなく、原発によらないエネルギー政策を求めます。
3. 上記1及び2について、奈良市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣等への意見書の提出を求めます。

理由

福島第一原発事故から4年目となった今、汚染水対策等への事故対応技術はまだまだ確立されていない中で、また放射性廃棄物処理の問題も残したまま再稼働が審議され、川内原発を再稼働させる流れになることは暴挙というほかありません。福島第一原発事故の反省がなされていないばかりか、避難者の保障、被曝防御の指針さえ確立されていません。川内原発は避難計画、津波・洪水・土砂等の複合災害の具体的検討もなく、「火山噴火の予知はできない」としている火山学者の言葉も考慮されていません。原子力規制委員長も「安全だということは申し上げない」と言っています。再稼働すれば、また使用済み核燃料がふえます。このような状況で再稼働を可決し、再稼働となる道筋を許すことは、この国全ての土地・空気・水を汚染する人災となり得ます。福井地裁判決でも述べられたように、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失です。奈良市は大飯原発から100キロメートルの地点にあり、九州・中国・四国地方にある原発の東に位置していることから、放射能汚染から逃れることは不可能と考えます。奈良の地と市民を守るためにも、原発をベースロード電源とせず、再生可能エネルギーの普及・技術革新・電力事業の自由化・送配電の仕組み・電力の地産地消などの政策化を図り、早急に実行されることを求めます。